

平成29年12月 6 日開会

平成29年 月 日閉会

平成29年12月宮古市議会定例会議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 5 号	平成 2 9 年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 号	平成 2 9 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	平成 2 9 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 号	平成 2 9 年度宮古市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号	宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市市税条例等の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市新里福祉センター条例の一部を改正する条例
議案第13号	平成 2 8 年台風第 1 0 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市子ども・子育て幸せ基金条例
議案第15号	宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第16号	宮古市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号	宮古市広域総合交流促進施設条例の一部を改正する条例
議案第18号	宮古市教育研究所設置条例の一部を改正する条例
議案第19号	女遊戸地区漁業集落道整備その2工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第20号	白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23災501号防潮堤）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第21号	岩手県市町村総合事務組合において共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第22号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
議案第23号	市道路線の廃止について
議案第24号	市道路線の認定について

議案第 5 号

平成 29 年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,955 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196,804 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	浄化槽事業特別会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		16,402	△750	15,652
	1 分担金	16,402	△750	15,652
3 国庫支出金		25,760	△3,192	22,568
	1 国庫補助金	25,760	△3,192	22,568
4 繰入金		64,659	△18,313	46,346
	1 他会計繰入金	64,659	△18,313	46,346
7 市債		49,300	12,300	61,600
	1 市債	49,300	12,300	61,600
補正されなかった款項にかかる額		50,638		50,638
** 歳 入 合 計 **		206,759	△9,955	196,804

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	浄化槽事業特別会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 浄化槽整備費		125,363	△9,955	115,408
	1 浄化槽整備費	125,363	△9,955	115,408
補正されなかった款項にかかる額		81,396		81,396
** 歳 出 合 計 **		206,759	△9,955	196,804

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
浄 化 槽 整 備 事 業	49,300	12,300	61,600	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところによ る。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	49,300	12,300	61,600			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 1 分担金及び負担金 1 分担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽設置分担金	13,701	△1,250	12,451
	2 ポンプ設置分担金	2,701	500	3,201
	** 計 **	16,402	△750	15,652

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 3 国庫支出金 1 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽事業費補助金	25,760	△3,192	22,568
	** 計 **	25,760	△3,192	22,568

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 4 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	64,659	△18,313	46,346
	** 計 **	64,659	△18,313	46,346

会計 款 項	浄化槽事業特別会計 7 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 浄化槽整備事業債	49,300	12,300	61,600
	** 計 **	49,300	12,300	61,600

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△1,250	浄化槽本体分 △1,250
1 現年度分	500	ポンプ設置分担金 500

節		説 明
区 分	金 額	
1 循環型社会形成推進交付金	△3,192	循環型社会形成推進交付金 △3,192

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△18,313	一般会計繰入金 △18,313

節		説 明
区 分	金 額	
1 浄化槽整備事業債	12,300	下水道事業債 12,300

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 浄化槽整備費	125,363	△9,955	115,408	△3,192		12,300	△19,063
** 計 **	125,363	△9,955	115,408	△3,192		12,300	△19,063

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	15 工事請負費	△9,955	浄化槽整備工事
			△9,955

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込					当該年度末現在高見込		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還見込額	既 定 額	補 正 額	計	
			既 定 額	補 正 額	計					
1. 浄化槽整備事業債	498,521	526,898	49,300	12,300	61,600	7,161	569,037	12,300	581,337	
合 計	498,521	526,898	49,300	12,300	61,600	7,161	569,037	12,300	581,337	

議案第 6 号

平成 29 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 24,400 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,189 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	墓地事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		2,319	1,039	3,358
	1 使用料	1	1,039	1,040
3 繰入金		14,236	△13,377	859
	1 基金繰入金	14,236	△13,377	859
4 繰越金		1	2,659	2,660
	1 繰越金	1	2,659	2,660
5 諸収入		3	279	282
	2 雑入	2	279	281
6 市債		15,000	△15,000	
	1 市債	15,000	△15,000	
補正されなかった款項にかかる額		30		30
** 歳 入 合 計 **		31,589	△24,400	7,189

2 歳 出

会 計	墓地事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 墓地事業費		31,589	△24,400	7,189
	2 墓地整備費	27,034	△24,400	2,634
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳 出 合 計 **		31,589	△24,400	7,189

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
基 地 整 備 事 業	15,000	△ 15,000	0			
計	15,000	△ 15,000	0			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	墓地事業特別会計 1 使用料及び手数料 1 使用料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 墓地使用料	1	1,039	1,040
	** 計 **	1	1,039	1,040

会計 款 項	墓地事業特別会計 3 繰入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	14,236	△13,377	859
	** 計 **	14,236	△13,377	859

会計 款 項	墓地事業特別会計 4 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1	2,659	2,660
	** 計 **	1	2,659	2,660

会計 款 項	墓地事業特別会計 5 諸収入 2 雑入			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 消費税還付金	1	279	280
	** 計 **	2	279	281

会計 款 項	墓地事業特別会計 6 市債 1 市債			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 墓地整備事業債	15,000	△15,000	
	** 計 **	15,000	△15,000	

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 墓地使用料	1,039	墓地使用料 1,039

節		説 明
区 分	金 額	
1 墓地基金繰入金	△13,377	墓地基金繰入金 △13,377

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	2,659	前年度繰越金 2,659

節		説 明
区 分	金 額	
1 消費税還付金	279	消費税還付金 279

節		説 明
区 分	金 額	
1 墓地整備事業債	△15,000	墓地整備事業債 △15,000

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	墓地事業特別会計 1 墓地事業費 1 墓地管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 墓地管理費		4,555		4,555				△884
	** 計 **		4,555		4,555				△884

会計 款 項	墓地事業特別会計 1 墓地事業費 2 墓地整備費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 墓地整備費		27,034	△24,400	2,634			△15,000	△11,175
	** 計 **		27,034	△24,400	2,634			△15,000	△11,175

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
884			(財源補正)
884			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,775	15 工事請負費	△24,400	墓地区画増設工事費
1,775			△24,400

付 表 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込					当該年度末現在高見込		
			当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還見込額	既 定 額	補 正 額	計	
			既 定 額	補 正 額	計					
1. 基地整備事業債			15,000	△ 15,000			15,000	△ 15,000		
合 計			15,000	△ 15,000			15,000	△ 15,000		

議案第7号

平成29年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度宮古市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

(4) 主要建設改良事業

(イ) 配水設備改良費	1,076,669千円	561千円	1,077,230千円
-------------	-------------	-------	-------------

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第1款 水道事業費用	1,385,142千円	10,946千円	1,396,088千円
------------	-------------	----------	-------------

第1項 営業費用	1,308,946千円	10,946千円	1,319,892千円
----------	-------------	----------	-------------

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額412,643千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,150千円、当年度分損益勘定留保資金265,223千円、減債積立金20,000千円及び建設改良積立金83,270千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,204千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,150千円、当年度分損益勘定留保資金265,223千円、減債積立金20,000千円及び建設改良積立金83,831千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第1款 資本的支出	1,191,147千円	561千円	1,191,708千円
-----------	-------------	-------	-------------

第1項 建設改良費	1,101,658千円	561千円	1,102,219千円
-----------	-------------	-------	-------------

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

(1) 職員給与費	229,408千円	11,480千円	240,888千円
-----------	-----------	----------	-----------

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度 宮古市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画(税込)

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業費用			1,385,142	10,946	1,396,088	
	1営業費用		1,308,946	10,946	1,319,892	
		1 原水及び浄水費	207,136	△ 2,409	204,727	給与費等の減
		2 配水及び給水費	128,559	3,708	132,267	給与費等の増
		4 業 務 費	83,055	6,463	89,518	給与費等の増
		5 総 係 費	90,506	2,373	92,879	給与費等の増
		6 簡 易 水 道 費	169,597	512	170,109	給与費等の増
		7 受 託 事 業 費	75,600	299	75,899	給与費等の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1資本的支出			1,191,147	561	1,191,708	
	1建設改良費		1,101,658	561	1,102,219	
		1 配水設備改良費	1,076,669	561	1,077,230	給与費等の増

平成29年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	32,292,000
減価償却費	300,996,000
固定資産除却費	59,784,000
引当金の増減額(△は減少)	6,223,800
長期前受金戻入額	△ 95,557,000
支払利息	38,342,000
受取利息及び受取配当金	△ 204,000
未収金の増減額(△は増加)	361,380,356
貯蔵品の増減額(△は増加)	500,000
前払費用の増減額(△は増加)	63,455,880
未払金の増減額(△は減少)	△ 267,278,234
前受金の増減額(△は減少)	△ 170,289
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 61,436,480
小計	438,328,033
利息及び配当金の受取額	204,000
利息の支払額	△ 38,342,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	400,190,033

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,020,767,800
有形固定資産の売却による収入	1,000
国庫補助金等による収入	457,294,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 563,472,800

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	259,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 89,489,000
他会計からの出資による収入	25,709,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	195,420,000

資金増加額(又は減少額)	32,137,233
資金期首残高	1,019,723,670
資金期末残高	1,051,860,903

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数(人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職	一般職	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		24	97,202	94,191	191,393	33,555	224,948
	資本勘定支弁職員		2	6,761	6,558	13,319	2,621	15,940
	合 計		26	103,963	100,749	204,712	36,176	240,888
補正前	損益勘定支弁職員		25	97,015	85,047	182,062	31,961	214,023
	資本勘定支弁職員		2	6,750	6,291	13,041	2,344	15,385
	合 計		27	103,765	91,338	195,103	34,305	229,408
比 較	損益勘定支弁職員		△ 1	187	9,144	9,331	1,594	10,925
	資本勘定支弁職員			11	267	278	277	555
	合 計		△ 1	198	9,411	9,609	1,871	11,480

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	2,822	975	1,795	434	19,951	240
	補正前	2,646	1,017	1,555	501	12,180	240
	比 較	176	△ 42	240	△ 67	7,771	
	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,925	24,932	15,534	1,180	25,295	5,666
	補正前	1,956	24,502	15,597	840	24,638	5,666
	比 較	△ 31	430	△ 63	340	657	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	198	その他の増減分	198 職員の異動等による増	
職員手当等	9,411	その他の増減分	9,411 時間外勤務手当の増 7,771 職員の異動等による増 1,640	

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
平成29年12月1日現在	平均給料月額(円)	332,346
	平均給与月額(円)	397,816
	平 均 年 齢(歳)	47.5

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年12月1日現在	1	2	7.7
	2	1	3.8
	3	6	23.1
	4	14	53.8
	5		
	6	2	7.7
	7	1	3.9
	計	26	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段 階、職務の等 級による加算 措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.075	2.225	4.300	有
補 正 前	2.075	2.225	4.300	有
一般会計の制度	2.075	2.225	4.300	有

(4) 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.42
支給対象職員の比率 (平成29年12月1日現在) (%)	30.77
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当 滞納処分手当・劇薬物取扱手当
	支給対象職員の比率の高い手当 滞納処分手当・劇薬物取扱手当

(5) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成29年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		153,762,688	
ロ 建 物	726,128,907		
減価償却累計額	<u>△ 366,423,460</u>	359,705,447	
ハ 構 築 物	11,124,927,899		
減価償却累計額	<u>△ 3,895,003,453</u>	7,229,924,446	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,231,855,302		
減価償却累計額	<u>△ 1,423,435,466</u>	808,419,836	
ホ 車 両 運 搬 具	22,885,391		
減価償却累計額	<u>△ 11,005,302</u>	11,880,089	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	49,095,785		
減価償却累計額	<u>△ 46,253,193</u>	2,842,592	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>95,741,794</u>	
有形固定資産合計			8,662,276,892

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900	
ロ 施 設 利 用 権		<u>7,881,433</u>	
無形固定資産合計			<u>7,946,333</u>

固定資産合計 8,670,223,225

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,051,860,903	
(2) 未 収 金	19,356,249		
貸倒引当金	<u>△ 4,646,000</u>	14,710,249	
(3) 貯 蔵 品		<u>12,636,684</u>	

流動資産合計 1,079,207,836

資 産 合 計 9,749,431,061

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する 企業債		2,176,257,557	
ロ その他の企業債		<u>11,300,000</u>	
企業債合計			2,187,557,557

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	22,664,000		
ロ 修繕引当金	<u>54,982,637</u>		
引当金合計		<u>77,646,637</u>	
固定負債合計			2,265,204,194
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>90,385,299</u>		
企業債合計		90,385,299	
(2) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>15,427,000</u>		
引当金合計		15,427,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			106,012,299
5 繰延収益			
長期前受金		4,082,782,744	
収益化累計額		<u>△ 1,179,710,428</u>	
繰延収益合計			<u>2,903,072,316</u>
負債合計			<u><u>5,274,288,809</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出 資 金		375,174,538	
(3) 組入資本金		<u>3,079,386,662</u>	
資本金合計			3,500,508,053
7 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	210,541,058		
ロ 利益積立金	90,000,000		
ハ 建設改良積立金	578,792,159		
ニ 水源保護対策積立金	58,496,838		
ホ 当年度未処分利益剰余金	<u>36,804,144</u>		
利益剰余金合計		<u>974,634,199</u>	
剰余金合計			<u>974,634,199</u>
資 本 合 計			<u>4,475,142,252</u>
負債資本合計			<u><u>9,749,431,061</u></u>

議案第8号

平成29年度宮古市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度宮古市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）主要建設改良事業			
（イ）公共下水道整備費	4,010,598千円	1,024千円	4,011,622千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支	出	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,742,194千円	△3,717千円	1,738,477千円
第1項 営業費用	1,463,381千円	△3,717千円	1,459,664千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額613,445千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額682千円、当年度分損益勘定留保資金612,763千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額614,469千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額682千円、当年度分損益勘定留保資金613,787千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支	出	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	5,142,642千円	1,024千円	5,143,666千円
第1項 建設改良費	4,010,598千円	1,024千円	4,011,622千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	68,154千円	△2,679千円	65,475千円

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

平成29年度 宮古市下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画(税込)

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 下水道事業費用			1,742,194	△ 3,717	1,738,477	
	1 営業費用		1,463,381	△ 3,717	1,459,664	
		6 水 質 規 制 費	23,283	△ 4,586	18,697	給与費等の減
		7 普及促進指導費	17,921	101	18,022	給与費等の増
		10 総 係 費	44,104	768	44,872	給与費等の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的支出			5,142,642	1,024	5,143,666	
	1 建設改良費		4,010,598	1,024	4,011,622	
		1 公共下水道整備 費 (補 助)	3,973,615	1,024	3,974,639	給与費等の増

平成29年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	78,526,000
減価償却費	718,148,000
固定資産除却費	339,677,000
引当金の増減額(△は減少)	983,000
長期前受金戻入額	△ 485,817,000
支払利息	184,017,000
受取利息及び受取配当金	△ 100,000
有形固定資産売却損益(△は益)	△ 81,502,000
有形固定資産譲渡損	66,667,000
未収金の増減額(△は増加)	47,754,474
未払金の増減額(△は減少)	△ 227,616,482
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 13,244,382
小計	627,492,610
利息及び配当金の受取額	100,000
利息の支払額	△ 184,017,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	443,575,610
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,716,155,000
有形固定資産の売却による収入	146,446,000
国庫補助金等による収入	352,678,000
国庫補助金等の返還による支出	△ 79,040,000
一般会計からの繰入金による収入	3,001,206,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 294,865,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	349,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 630,554,000
その他の企業債による収入	348,600,000
その他の企業債の償還による支出	△ 422,450,000
一般会計からの繰入金による収入	117,784,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 237,420,000
資金増加額(又は減少額)	△ 88,709,390
資金期首残高	932,879,419
資金期末残高	844,170,029

給与費明細書

1 総括

区 分		職員数(人)		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職	一般職	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員		7	21,442	19,428	40,870	7,310	48,180
	資本勘定支弁職員		2	7,471	7,108	14,579	2,716	17,295
	合 計		9	28,913	26,536	55,449	10,026	65,475
補正前	損益勘定支弁職員		7	24,078	19,843	43,921	7,958	51,879
	資本勘定支弁職員		2	7,471	6,301	13,772	2,503	16,275
	合 計		9	31,549	26,144	57,693	10,461	68,154
比 較	損益勘定支弁職員			△ 2,636	△ 415	△ 3,051	△ 648	△ 3,699
	資本勘定支弁職員				807	807	213	1,020
	合 計			△ 2,636	392	△ 2,244	△ 435	△ 2,679

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,354	757	6,612	89	7,296	4,459
	補正前	1,782	637	4,324	89	7,640	4,791
	比 較	△ 428	120	2,288		△ 344	△ 332
	区 分	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)				
	補正後	200	5,769				
	補正前	435	6,446				
	比 較	△ 235	△ 677				

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	△ 2,636	その他の増減分	△ 2,636 職員の異動等による減	
職員手当等	392	その他の増減分	392 時間外勤務手当の増 2,288 職員の異動等による減 △ 1,896	

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分	行 政 職
平成29年12月1日現在	平均給料月額(円)
	298,438
	平均給与月額(円)
	356,633
	平 均 年 齢(歳)
	43.3

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年12月1日現在	1	1	12.5
	2	3	37.5
	3		
	4	2	25.0
	5	2	25.0
	6		
	7		
	計	8	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.075	2.225	4.300	有
補 正 前	2.075	2.225	4.300	有
一般会計の制度	2.075	2.225	4.300	有

(4) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成29年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(平成30年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,139,785,322	
ロ 建 物	5,803,442,337		
減価償却累計額	<u>△ 1,689,738,250</u>	4,113,704,087	
ハ 構 築 物	20,065,405,662		
減価償却累計額	<u>△ 7,057,143,861</u>	13,008,261,801	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,179,906,697		
減価償却累計額	<u>△ 1,807,165,679</u>	3,372,741,018	
ホ 車 両 運 搬 具	2,224,781		
減価償却累計額	<u>△ 301,000</u>	1,923,781	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,426,500		
減価償却累計額	<u>△ 509,670</u>	916,830	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>313,257,574</u>	
有形固定資産合計			21,950,590,413
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 地 上 権		<u>344,428</u>	
無形固定資産合計			<u>344,428</u>
固定資産合計			21,950,934,841

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		844,170,029	
(2) 未 収 金	20,221,486		
貸倒引当金	<u>△ 2,687,000</u>	<u>17,534,486</u>	
流動資産合計			<u>861,704,515</u>
資産合計			<u><u>22,812,639,356</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する 企業債	7,070,482,311	
ロ その他の企業債	<u>1,936,232,004</u>	
企業債合計		9,006,714,315

(2)	引	当	金		
	イ	退職給付引当金		5,646,000	
	ロ	修繕引当金		<u>239,489,271</u>	
		引当金合計			<u>245,135,271</u>
		固定負債合計			9,251,849,586
4	流	動	負	債	
(1)	企	業	債		
	イ	建設改良に要する			
		企業債		607,203,406	
	ロ	その他の企業債		<u>416,960,000</u>	
		企業債合計			1,024,163,406
(2)	引	当	金		
	イ	賞与引当金		<u>5,193,038</u>	
		引当金合計			<u>5,193,038</u>
		流動負債合計			1,029,356,444
5	繰	延	収	益	
		長期前受金		18,250,628,305	
		収益化累計額		△ 7,147,387,297	
		繰延収益合計			<u>11,103,241,008</u>
		負債合計			<u><u>21,384,447,038</u></u>

資 本 の 部

6	資	本	金		
(1)	固	有	資	本	金
				238,536,236	
(2)	出	資	金		
				8,629,032	
(3)	組	入	資	本	金
				<u>391,294,712</u>	
		資本金合計			638,459,980
7	剰	余	金		
(1)	資	本	剰	余	金
	イ	その他資本剰余金		<u>221,223,100</u>	
		資本剰余金合計			221,223,100
(2)	利	益	剰	余	金
	イ	減債積立金		197,747,901	
	ロ	利益積立金		144,298,387	
	ハ	建設改良積立金		141,659,000	
	ニ	当年度未処分利益剰余金		<u>84,803,950</u>	
		利益剰余金合計			<u>568,509,238</u>
		剰余金合計			<u>789,732,338</u>
		資本金合計			<u>1,428,192,318</u>
		負債資本合計			<u><u>22,812,639,356</u></u>

議案第 9 号

宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 〔略〕 (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）<u>（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 〔略〕 イ・ウ 〔略〕 （育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める日） 第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 〔略〕 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が 1 歳 2 か月に達する	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 〔略〕 (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（<u>第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 〔略〕 イ・ウ 〔略〕 （育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日） 第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 〔略〕 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が 1 歳 2 か月に達する日（当該

日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定める休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 〔略〕

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 〔略〕

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定める休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 〔略〕

第2条の4 〔略〕

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ

に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 【略】

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(6) 【略】

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

その養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 【略】

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(6) 【略】

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

非常勤職員の育児休業の再延長等及び職員の特別の事情がある場合の育児休業の再延長等の要件について定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 10 号

宮古市市税条例等の一部を改正する条例
(宮古市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮古市市税条例(平成 17 年宮古市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 [略]	附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額</u>(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 [略]
2	附 則 <u>第 16 条の 2 削除</u>	附 則 <u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u> <u>第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車</u>が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)</u>に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、<u>国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)</u>により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3

	輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 1 9 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 1 6 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 宮古市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年宮古市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
附 則 第 4 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る宮古市市税条例第 8 2 条及び附則第 1 6 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		附 則 第 4 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 8 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第 8 2 条第 2 号ア（イ）	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円	新条例第 8 2 条第 2 号ア
第 8 2 条第 2 号ア（ウ）a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円	6, 9 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア（ウ）b	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円	1 0, 8 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア（ウ）b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア（ウ）b	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	宮古市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年宮古市条例第 1 6 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」	

		という。) 附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例 附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例 附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例 附則第4条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中表の1の項の改正部分及び次条の規定は平成31年1月1日から、表の2の項の改正部分及び第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮古市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成 2 6 年宮古市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（固定資産税の減免等） 第 2 条 地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 5 条第 1 項の規定により大震災に係る津波により被害を受けた区域として市長が指定した区域内に所在する土地（以下「市長が指定した区域内に所在する土地」という。）及び平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの各年度に係る賦課期日において当該区域内に所在する家屋に対する平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの各年度分の固定資産税については、その全額を免除するものとする。ただし、課税土地等及び 2 分の 1 減額課税土地等については、この限りでない。 2 平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの各年度分の固定資産税については、2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額を 2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額から減額するものとする。 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）課税土地等 市長が指定した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの各年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額を減額せずに当該年度分の固定資産税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して告示したものをいう。 （2）2 分の 1 減額課税土地等 市長が指定した区域内	（固定資産税の減免等） 第 2 条 地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 5 条第 1 項の規定により大震災に係る津波により被害を受けた区域として市長が指定した区域内に所在する土地（以下「市長が指定した区域内に所在する土地」という。）及び平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度に係る賦課期日において当該区域内に所在する家屋に対する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の固定資産税については、その全額を免除するものとする。ただし、課税土地等及び 2 分の 1 減額課税土地等については、この限りでない。 2 平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の固定資産税については、2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額を 2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額から減額するものとする。 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）課税土地等 市長が指定した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額を減額せずに当該年度分の固定資産税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して告示したものをいう。 （2）2 分の 1 減額課税土地等 市長が指定した区域内

に所在する土地及び当該区域内に平成２７年度から平成３２年度までの各年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額の２分の１に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額から減額して当該年度分の固定資産税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して告示したものをいう。

に所在する土地及び当該区域内に平成２７年度から平成２９年度までの各年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額の２分の１に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額から減額して当該年度分の固定資産税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して告示したものをいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、公布の日から施行する。
(宮古市国民健康保険税条例の一部改正)
- ２ 宮古市国民健康保険税条例（平成１７年宮古市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例） １８ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成２６年宮古市条例第３８号）第２条の規定の適用を受ける場合における第４条、第８条及び第１２条の規定の適用については、平成２７年度から平成３２年度までの各年度分に限り、第４条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成２６年宮古市条例第３８号。以下「震災減免条例」という。）第２条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第８条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例第２条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第１２条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減	附 則 （東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例） １８ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成２６年宮古市条例第３８号）第２条の規定の適用を受ける場合における第４条、第８条及び第１２条の規定の適用については、平成２７年度から平成２９年度までの各年度分に限り、第４条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成２６年宮古市条例第３８号。以下「震災減免条例」という。）第２条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第８条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例第２条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第１２条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減

免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該 年度分の固定資産税額」とする。	免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該 年度分の固定資産税額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免の期間を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

宮古市新里福祉センター条例の一部を改正する条例

宮古市新里福祉センター条例（平成 17 年宮古市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 6 条関係）					別表（第 6 条関係）				
(単位：円)					(単位：円)				
時間 区分	使用料			冷房料 又は暖 房料	時間 区分	使用料			冷房料 又は暖 房料
	午 前 9 時 か ら 正 午 ま で	午 後 1 時 か ら 午 後 5 時 ま で	午 後 5 時 か ら 午 後 9 時 ま で	冷房又 は暖房 を使用 する場 合（1 時間 につ き）		午 前 9 時 か ら 正 午 ま で	午 後 1 時 か ら 午 後 5 時 ま で	午 後 5 時 か ら 午 後 9 時 ま で	冷房又 は暖房 を使用 する場 合（1 時間 につ き）
1 階	〔略〕			〔略〕	1 階	〔略〕			〔略〕
	相談室	640	960		1,190				
2 階	〔略〕				2 階	〔略〕			
備考 〔略〕					備考 〔略〕				

備考 改正部分は、下線の部分である。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市教育研究所が宮古市新里福祉センターに移転することに伴い、宮古市新里福祉センターの小会議室及び食堂を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 13 号

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（平成 28 年宮古市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料の免除） 第 2 条 平成 28 年 9 月分から平成 30 年 12 月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕	（使用料の免除） 第 2 条 平成 28 年 9 月分から平成 29 年 12 月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

宮古市子ども・子育て幸せ基金条例

(設置)

第1条 子ども支援事業を推進し、子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備に資するため、宮古市子ども・子育て幸せ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的を達成するための事業に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市子ども・子育て幸せ基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 15 号

宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年宮古市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 （区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合） 第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。 〔略〕	宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 （区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合） 第 3 条 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

工場立地法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 16 号

宮古市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

宮古市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 20 年宮古市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>宮古市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成 19 年法律第 40 号）<u>第 9 条第 1 項の規定に基づき</u>、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項の規定により公表された準則及び宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年宮古市条例第 9 号）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。	<u>宮古市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成 19 年法律第 40 号）<u>第 10 条第 1 項の規定に基づき</u>、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項の規定により公表された準則及び宮古市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年宮古市条例第 9 号）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

宮古市広域総合交流促進施設条例の一部を改正する条例

宮古市広域総合交流促進施設条例（平成 17 年宮古市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 6 条、第 13 条関係）			別表（第 6 条、第 13 条関係）		
(単位：円)			(単位：円)		
時間区分 利用区分	午前 9 時から正 午まで	正午から午後 5 時まで	時間区分 利用区分	午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 5 時 まで 午後 5 時 から午後 10 時ま で
研修ホール	3,080	4,110	研修ホール	3,080	4,110 <u>5,140</u>
体験学習室	4,110	5,140	体験学習室	4,110	5,140 <u>6,170</u>
備考			備考		
1 この表の時間区分以外の時間に研修ホール又は 体験学習室を利用する場合の使用料の額は、次の 表のとおりとする。			1 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された 利用時間を超えて利用する場合は、その超える時 間 1 時間につき、午前 9 時前の時は午前 9 時から 正午までの、正午から午後 5 時までのときは正午 から午後 5 時までの、午後 5 時後のときは午後 5 時から午後 10 時までの利用料金の額の時間割計 算による額を加算した額とする。この場合におい て、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。		
(単位：円)					
時間区分 利用区分	午前 9 時前 (1 時間に つき)	午後 5 時後 (1 時間に つき)			
研修ホール	<u>1,020</u>	<u>1,020</u>			
体験学習室	<u>1,370</u>	<u>1,230</u>			
2 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された 利用時間を超えて正午から午後 5 時までの間に利 用する場合は、その超える時間 1 時間につき、研修 ホールは 820 円、体験学習室は 1,020 円を加 算した額とする。					
3 備考 1 及び 2 の場合において、1 時間未満の端 数がある場合は、30 分以上は 1 時間とし、30 分					

<u>未満は切り捨てる。</u> <u>4</u> 入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合は、<u>使用料の額</u>の50パーセントに相当する額を加算した額とする。 <u>5</u> この表により算出した<u>使用料の額</u>に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。	<u>2</u> 入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合は、<u>利用料金</u>の50パーセントに相当する額を加算した額とする。 <u>3</u> この表により算出した<u>利用料金</u>の額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市広域総合交流促進施設の開館時間の変更に伴い、臨時利用となる時間等の使用料の額を定めるとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 18 号

宮古市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

宮古市教育研究所設置条例（平成 17 年宮古市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
(設置) 第 2 条 教育研究所を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>設 置 場 所</th></tr><tr><td>宮古市教育研究所</td><td>宮古市茂市第 2 地割 1 1 2 番地 1</td></tr></table>	名 称	設 置 場 所	宮古市教育研究所	宮古市茂市第 2 地割 1 1 2 番地 1	(設置) 第 2 条 教育研究所を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>設 置 場 所</th></tr><tr><td>宮古市教育研究所</td><td>宮古市新川町 2 番 1 号</td></tr></table>	名 称	設 置 場 所	宮古市教育研究所	宮古市新川町 2 番 1 号
名 称	設 置 場 所								
宮古市教育研究所	宮古市茂市第 2 地割 1 1 2 番地 1								
名 称	設 置 場 所								
宮古市教育研究所	宮古市新川町 2 番 1 号								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市教育研究所の設置場所を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

女遊戸地区漁業集落道整備その2工事の請負契約の締結に関する議決の変更に
関し議決を求めることについて

平成28年2月26日に議会の議決（平成29年2月28日変更議決）を経た女遊戸地区漁業集落道整備その2工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「409,081,320円」を「385,367,720円」に改める。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

女遊戸地区漁業集落道整備その2工事において、現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工 事 名 女遊戸地区漁業集落道整備その2工事
- 2 工事場所 宮古市崎山第4・第6地割地内
- 3 工 期 平成28年2月27日から平成30年1月26日まで
- 4 請 負 者 住 所 宮古市宮町一丁目3番5号
名 称 陸中建設株式会社
代表取締役 伊藤 敏

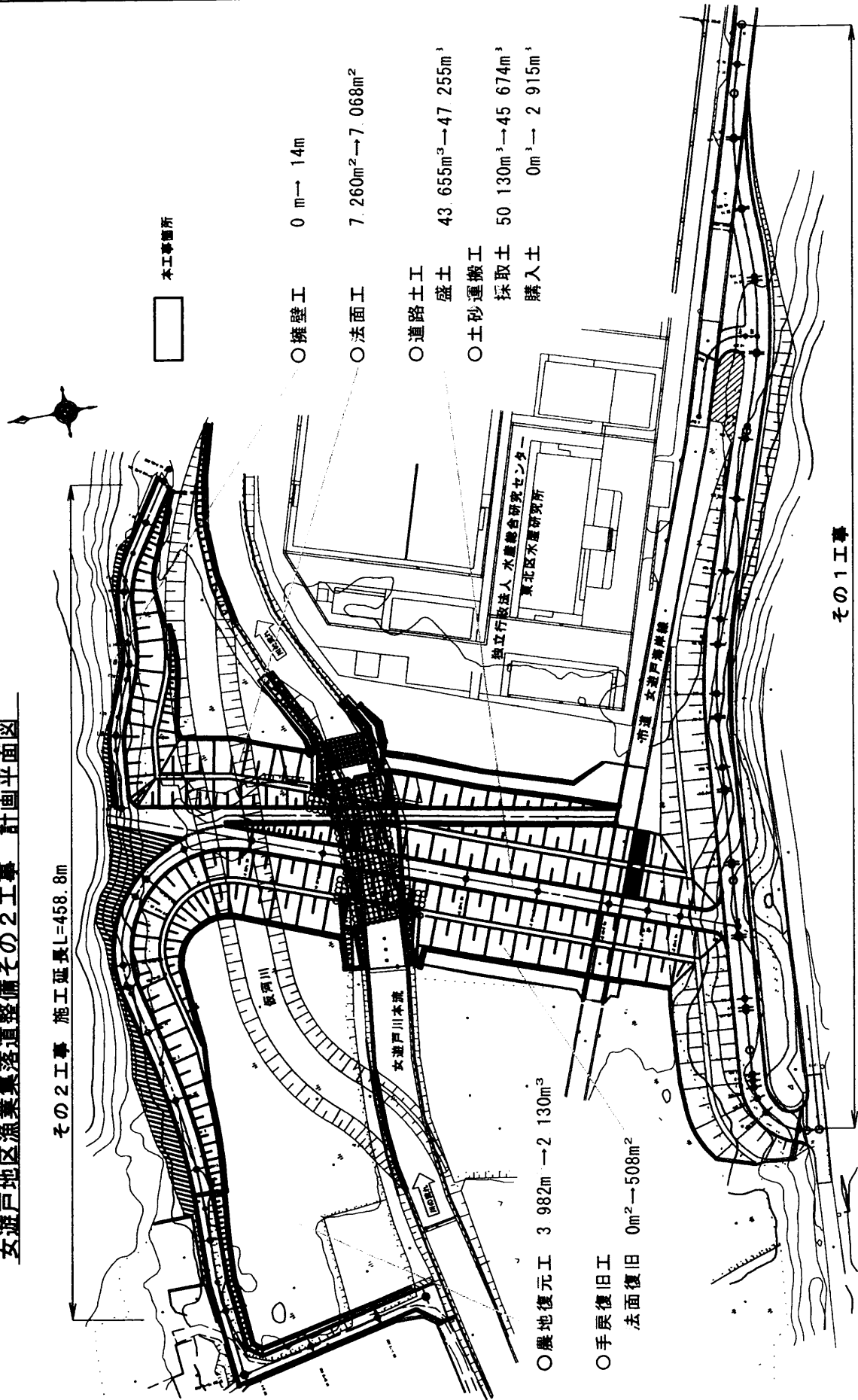
5 変更内容

- (1) 道路土工において、現場精査の結果、道路曲線部の盛土に不足が生じたため、盛土量を増工するもの。
- (2) 土砂運搬工において、現場精査及び施工方法の見直しの結果、採取土量を減工し、購入土量を増工するもの。
- (3) 法面工において、現場精査の結果、法面の植生面積の減工及び施工方法の見直しにより植生材の一部を変更するもの。
- (4) 擁壁工において、現場精査の結果、斜面の安定性を確保するため、プレキャスト擁壁を追加するもの。
- (5) 農地復元工において、現場精査の結果、復元に要する土量を減工するもの。
- (6) 平成29年9月の台風5号の影響により被災した法面の復旧に係る手戻復旧工を増工するもの。
- (7) 平成29年9月の台風5号の影響により不可抗力による損害が生じたことに伴い、工事請負契約書別記第29条第4項の規定に基づき、請負者は損害合計額のうち請負代金額の100分の1までの額を負担するため、請負代金額から請負者負担額を減額するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
道路土工（盛土）	43,655 m ³	47,255 m ³	3,600 m ³	2,862,724 円
土砂運搬工（採取土）	50,130 m ³	45,674 m ³	△4,456 m ³	△9,139,168 円
土砂運搬工（購入土）	0 m ³	2,915 m ³	2,915 m ³	3,721,289 円
法面工	7,260 m ²	7,068 m ²	△192 m ²	△1,576,462 円
擁壁工	0m	14m	14m	551,717 円
農地復元工	3,982 m ³	2,130 m ³	△1,852 m ³	△8,608,313 円
手戻復旧工	0 m ²	508 m ²	508 m ²	2,433,045 円
諸経費				△8,414,832 円
小 計				△18,170,000 円
消費税				△1,453,600 円
請負者負担額				△4,090,000 円
合 計				△23,713,600 円

女遊戸地区漁業集落整備その2工事 計画平面図

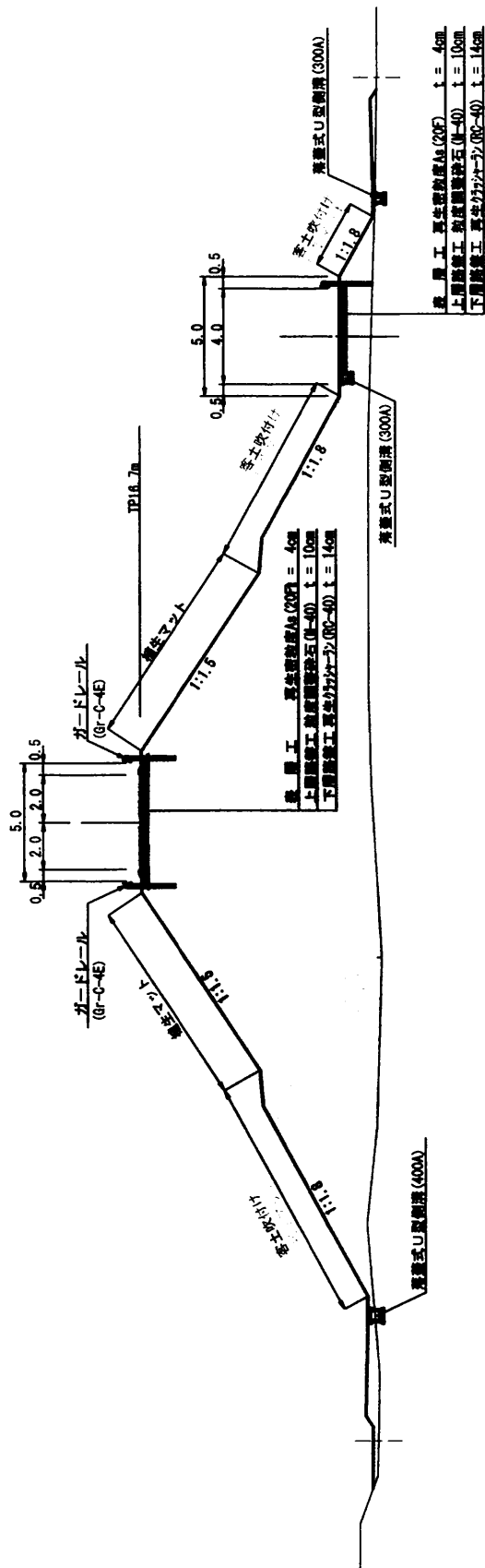
その2工事 施工延長L=458.8m



女遊戸地区漁業集落道整備その2工事

標準断面図

U:10



議案第 20 号

白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

平成 25 年 11 月 11 日に議会の議決（平成 27 年 7 月 3 日専決処分）を経た白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「780, 147, 720 円」を「801, 069, 480 円」に改める。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤）工事において、現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

変更の概要

- 1 工 事 名 白浜（宮）漁港海岸災害復旧（23 災 501 号防潮堤）工事
- 2 工事場所 宮古市白浜第 1 地割他地内
- 3 工 期 平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日から平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日まで
- 4 請 負 者 名 称 三好建設(株)・小山田電業(株)特定市営建設工事共同企業体
 代表者 住所 宮古市長町一丁目 4 番 1 号
 名称 三好建設株式会社
 代表取締役 三好 健志
 構成員 住所 宮古市小山田四丁目 1 番 3 0 号
 名称 小山田電業株式会社
 代表取締役 小野寺 孝司

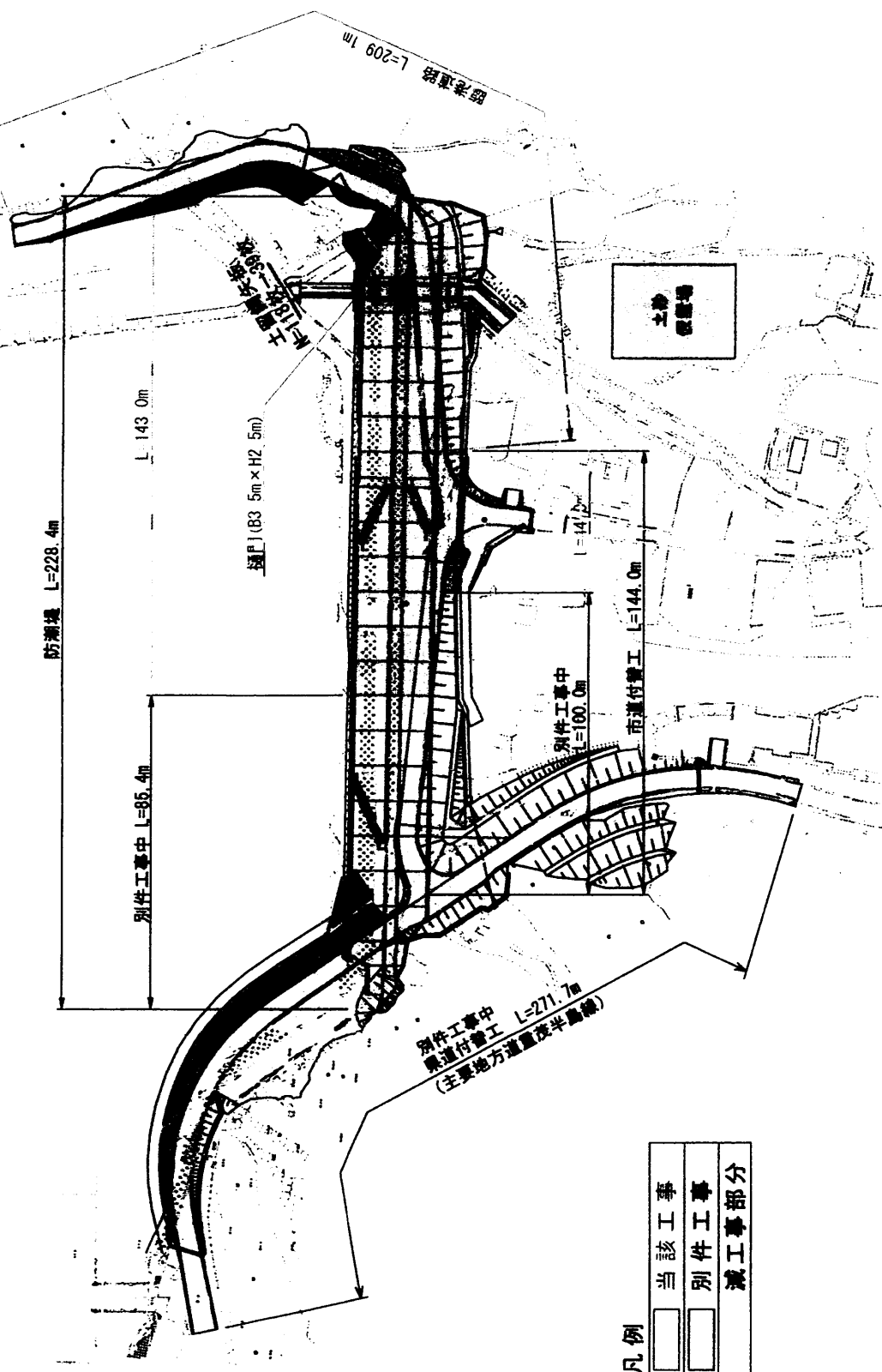
5 変更内容

- (1) 土砂運搬工において、重茂里地区の県道改良工事から発生する土砂を現地渡しの条件で提供してもらうため、重茂里地区から当該現場までの土砂運搬土量を計上するもの。
- (2) 土砂運搬工において、当初は他工事で発生する土砂を直接盛土現場に運搬することとしていたが、土砂運搬と盛土作業の工程調整が付かず、土砂を一旦仮置場まで運搬することとしたため、仮置場から盛土現場までの土砂運搬土量を計上するもの。
- (3) 被覆工の構造について、本工事の発注後に海岸保全施設の設計指針の見直しがあったことに基づき設計を修正したことにより、伸縮目地の数量を増工するもの。
- (4) 撤去工において、本工事の発注後に当該現場により近い場所に新たに再生処理施設が建設され、再生するコンクリート殻を処理施設まで運搬する距離が短縮されることにより、運搬費を減額するもの。
- (5) 樋門仮締切工において、掘削勾配を緩くすることにより、土留鋼矢板の枚数を減工するもの。
- (6) 基礎工において、当初は現場で鋼矢板を特殊加工する設計としていたが、専門業者を調達できなかったことから工場内で加工することとし、工場から当該現場までの鋼矢板運搬費用を計上するもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増 減	変更金額
土砂運搬工（他現場から本体盛土現場まで）	0 m ³	2,475 m ³	2,475 m ³	4,068,086 円
土砂運搬工（仮置場から本体盛土現場まで）	0 m ³	8,591 m ³	8,591 m ³	5,732,110 円
被覆工 伸縮目地	200 m ²	308 m ²	108 m ²	1,439,274 円

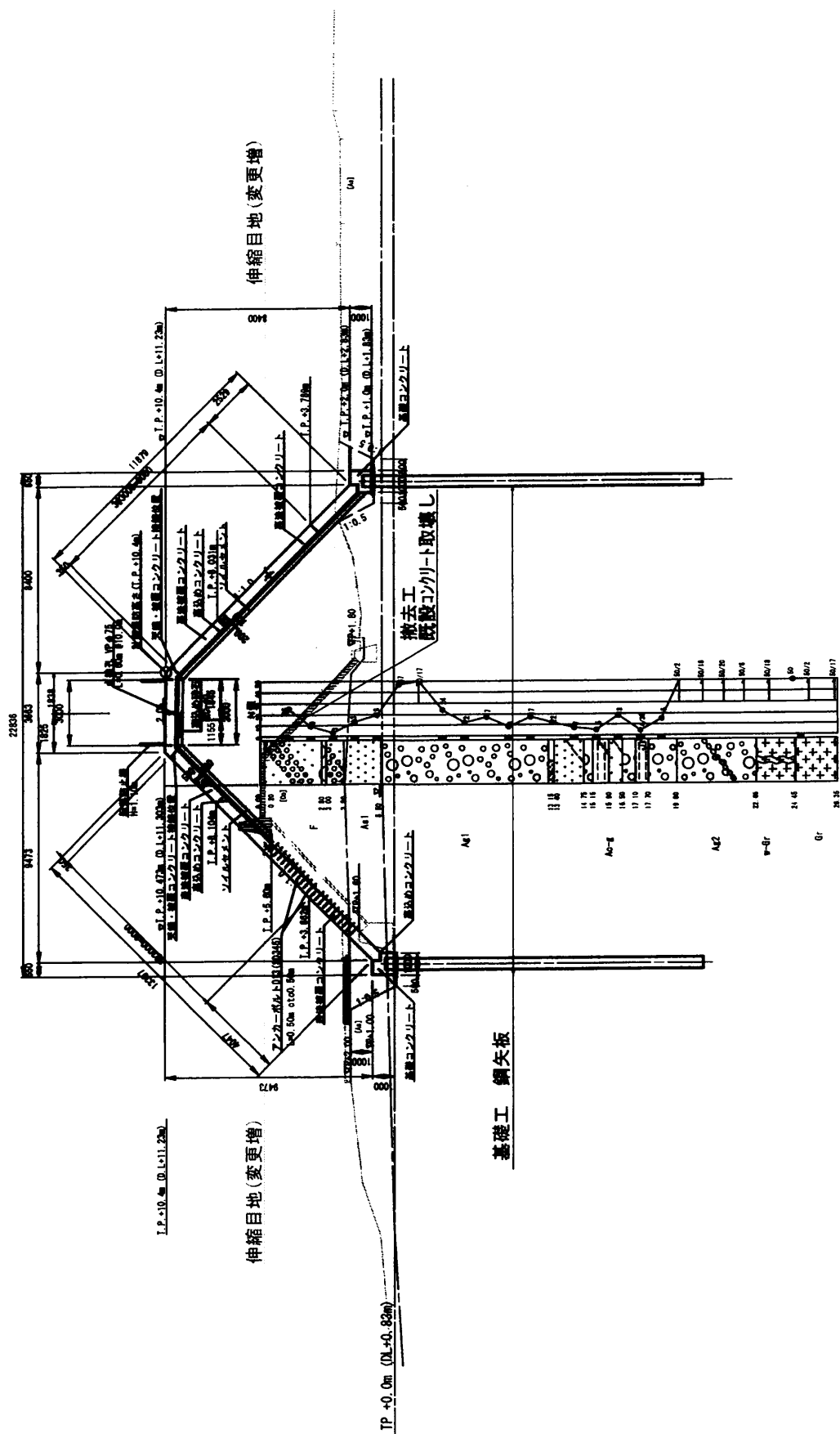
撤去工 コンクリート殻運搬	511 m ³	511 m ³	0 m ³	△1,374,419 円
樋門仮締切工 土留鋼矢板	118 枚	39 枚	△79 枚	△2,148,068 円
基礎工 鋼矢板運搬費	0 t	743.7 t	743.7 t	6,175,192 円
諸経費				5,479,825 円
小 計				19,372,000 円
消費税				1,549,760 円
合 計				20,921,760 円

白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災第501号防潮堤)工事 全体平面図



白浜(宮)漁港海岸災害復旧(23災第501号防潮堤)工事

傾斜堤防標準断面図



議案第 21 号

岩手県市町村総合事務組合において共同処理する事務の変更及び岩手県市町村
総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合に
おいて常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くこと及
び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規
定により議会の議決を求める。

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくな
ることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る
退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くこと及び岩手県市町村総合事務
組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これ
が、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第2第1号中「滝沢・雫石環境組合」を「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

平成 30 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別紙のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 6 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

平成 30 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

財産処分に関する協議書

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を次のとおり定める。

紫波、稗貫衛生処理組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を開始した日の属する年度（以下「共同処理開始年度」という。）から退職手当支給事務の共同処理を終了する日の属する年度（以下「共同処理終了年度」という。）までに岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当に係る負担金総額から、紫波、稗貫衛生処理組合の事務費に相当する額（共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合の退職手当に係る負担金総額に対する事務費総額の割合を、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの紫波、稗貫衛生処理組合の退職手当に係る負担金総額に乗じて得た額）を控除した額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合負担額」という。）が、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合が紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当の総額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合支給額」という。）を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、紫波、稗貫衛生処理組合負担額が紫波、稗貫衛生処理組合支給額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその満たない額に相当する額を岩手県市町村総合事務組合に納付するものとする。

議案第23号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

廃止する路線

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
481	金浜4号線	宮古市金浜第7地割8番1地先	
		宮古市大字金浜第7地割字船川原33番地先	

津軽石地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
25	本町大森線	宮古市大字津軽石第4地割字大森22番地先	
		宮古市大字津軽石第4地割字大森73-4番地先	

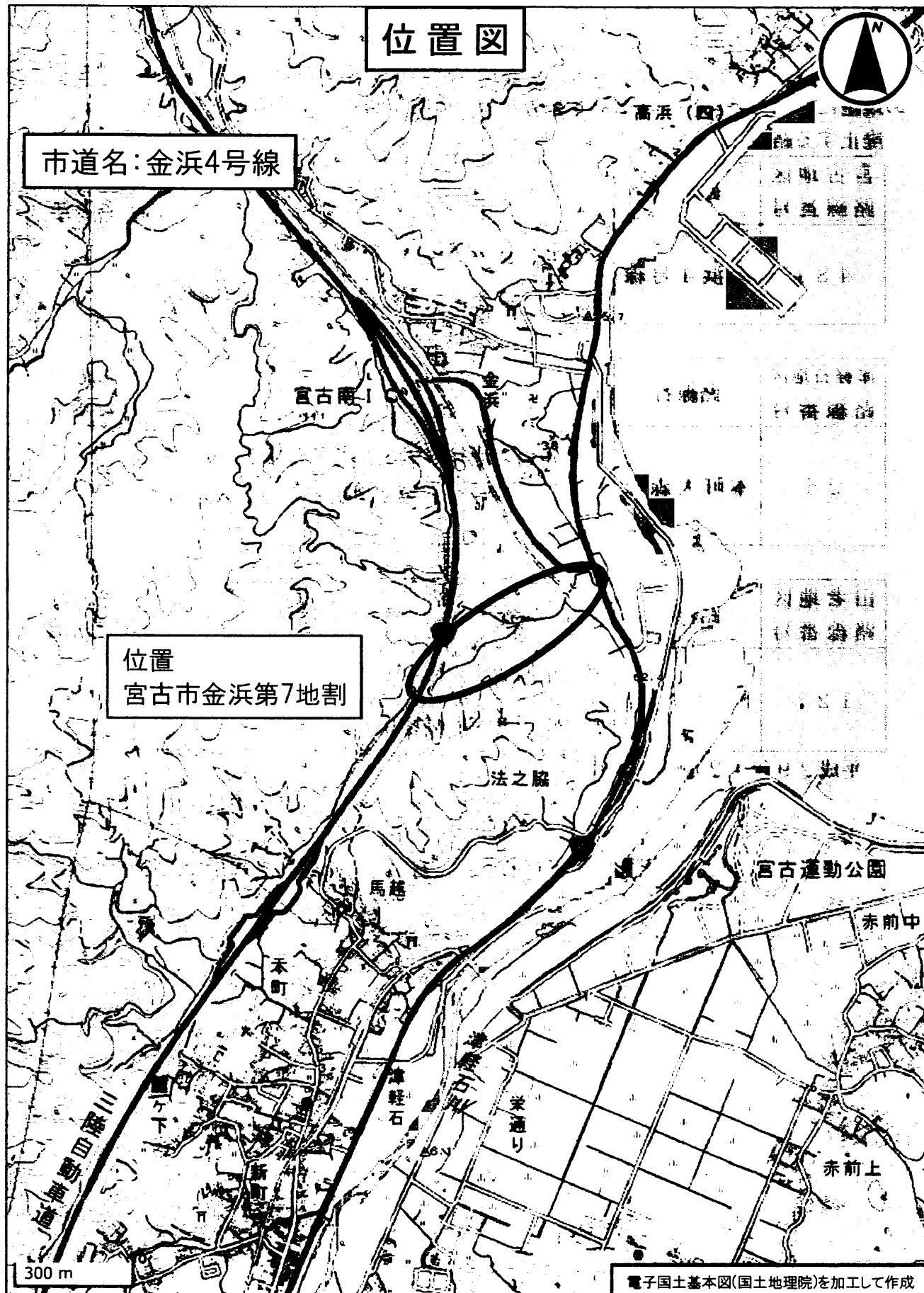
田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
127	門 沢 線	宮古市田老字摂待110-4地先	
		宮古市田老字摂待80-1地先	

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



廃止図面

S=1:2,500



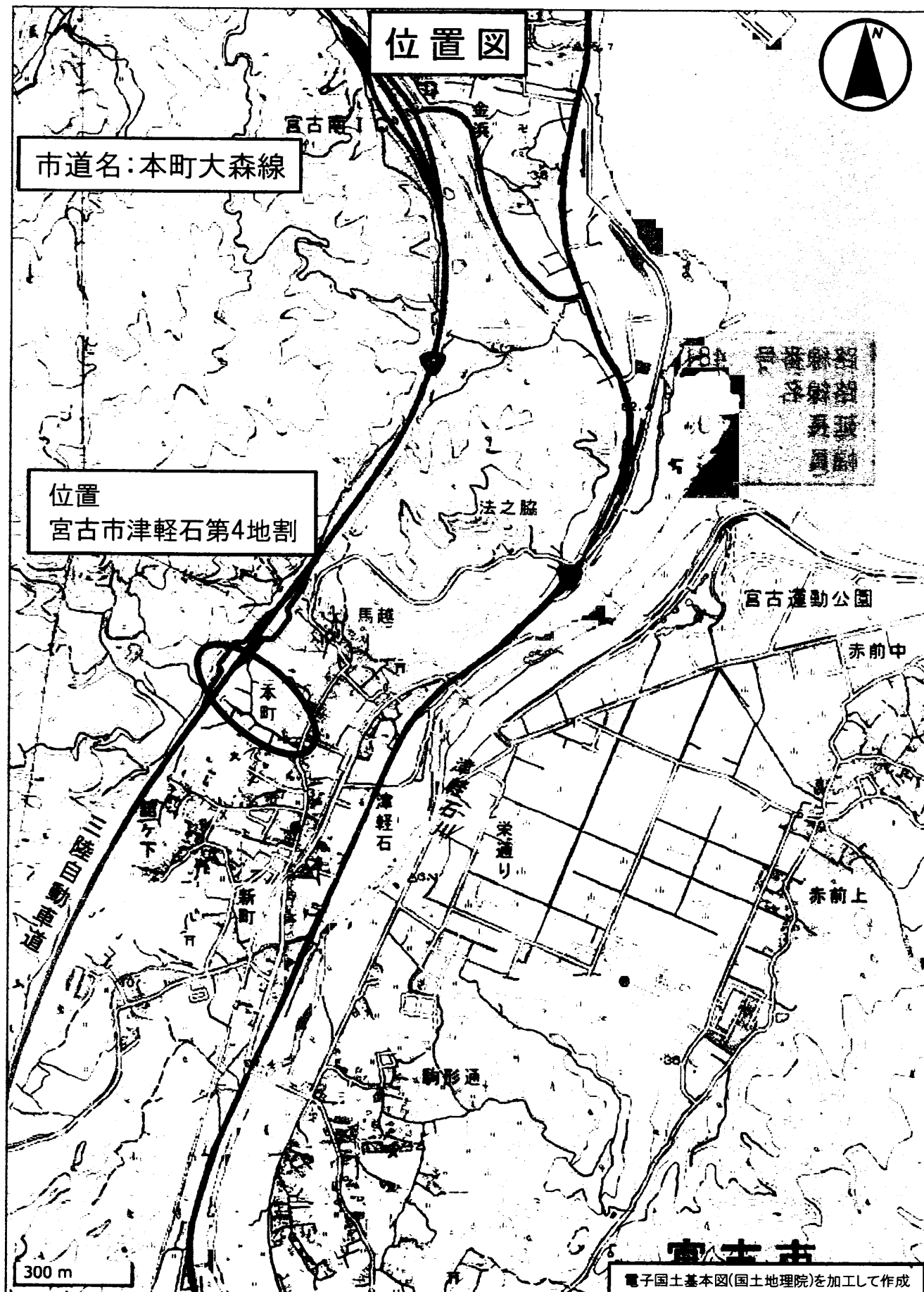
国道45号

路線番号 481
路線名 金浜4号線
延長 599.0m
幅員 1.8~10.8m

起点
宮古市金浜第7地割8番1地先

金浜

終点
宮古市大字金浜第7地割字船川原33番地先



廃止図面

S=1:2,500



終点
宮古市大字津軽石第4地割
字大森73-4番地先

路線番号 25
路線名 本町大森線
延長 200.9m
幅員 3.0~3.7m

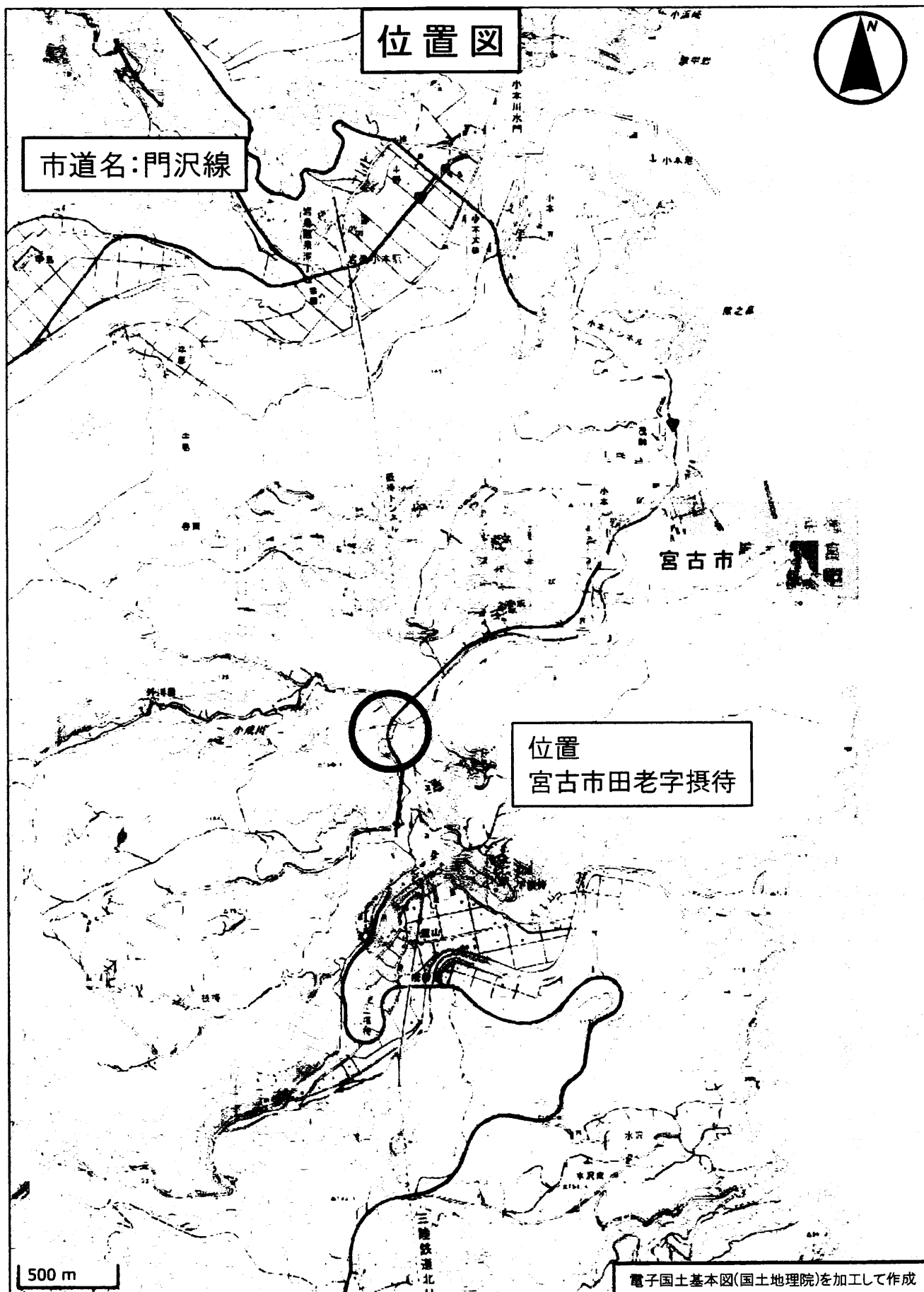
起点
宮古市大字津軽石第4地割
字大森22番地先

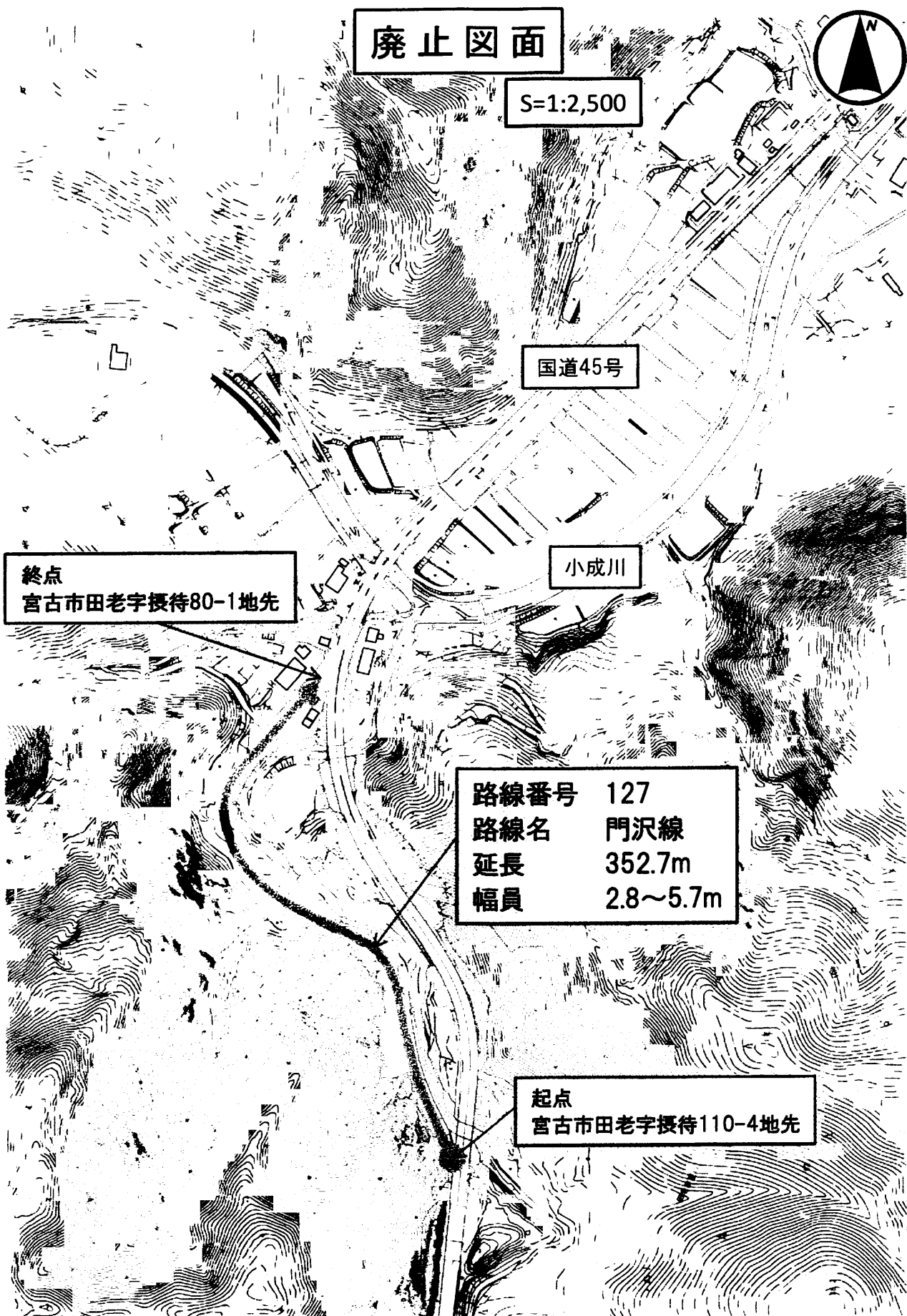
津軽石保育所

津軽石駅

津軽石小学校

災害公営住宅





議案第24号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

認定する路線

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
481	金浜4号線	宮古市金浜第7地割8番1地先	
		宮古市金浜第7地割31番地先	

津軽石地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
25	本町大森線	宮古市津軽石第4地割24番地先	
		宮古市津軽石第4地割55番1地先	

田老地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
250	門沢1号線	宮古市田老字撰待110番9地先	
		宮古市田老字撰待110番35地先	
251	門沢2号線	宮古市田老字撰待80番1地先	
		宮古市田老字撰待110番35地先	

川井地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
132	立丸小峠線	宮古市小国第5地割28番1地先	
		宮古市小国第1地割65番1地先	

平成29年12月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

認定図面

S=1:2,500



国道45号

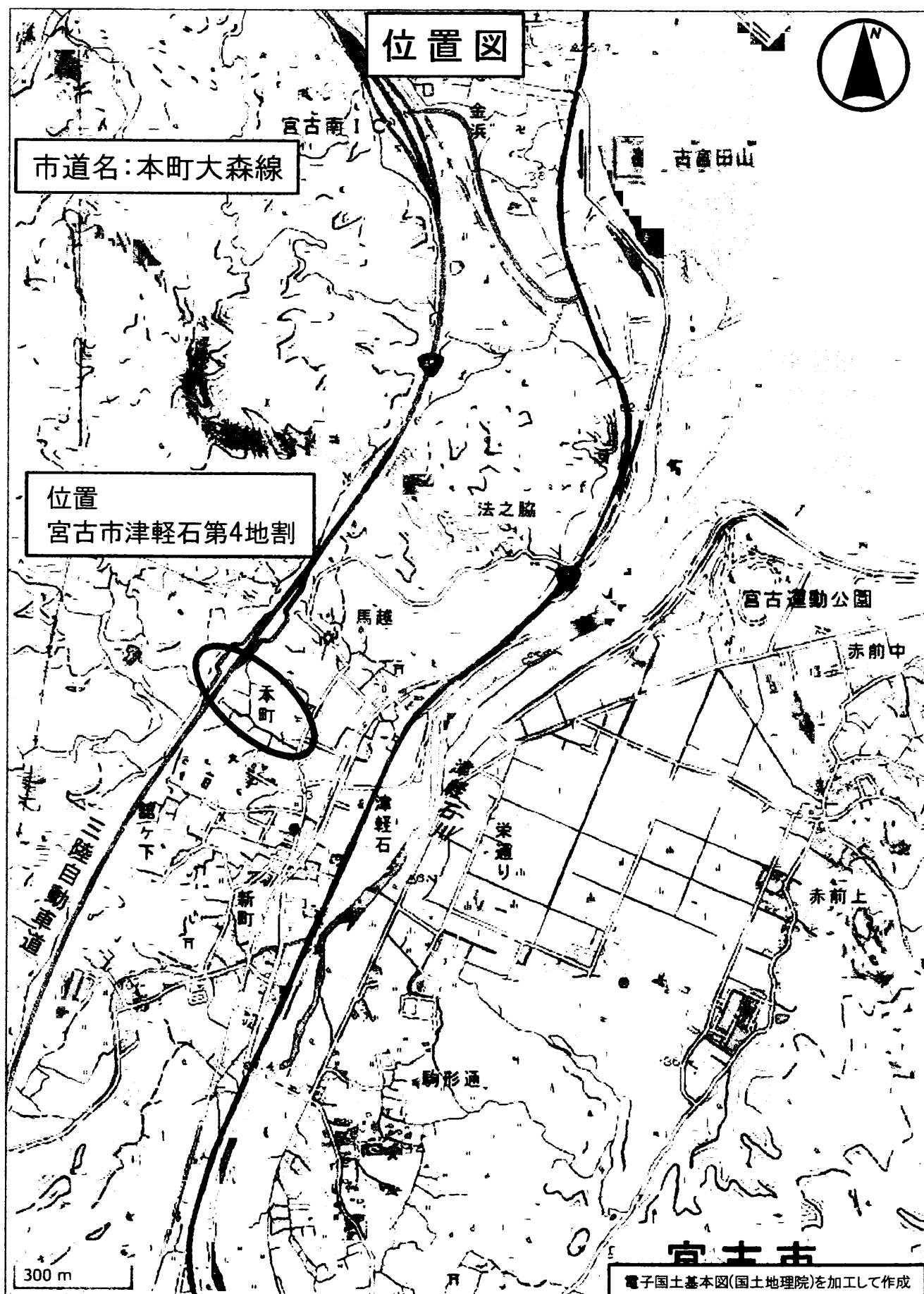
山田宮古道路

路線番号	481
路線名	金浜4号線
延長	648.3m
幅員	5.0m~10.8m

起点
宮古市金浜第7地割8番1地先

金浜

終点
宮古市金浜第7地割31番地先



認定図面



S=1:2,500

終点
富古市津軽石第4地割24番地先

山田宮古道路

路線番号	25
路線名	本町大森線
延長	406.8m
幅員	5.0~6.0m

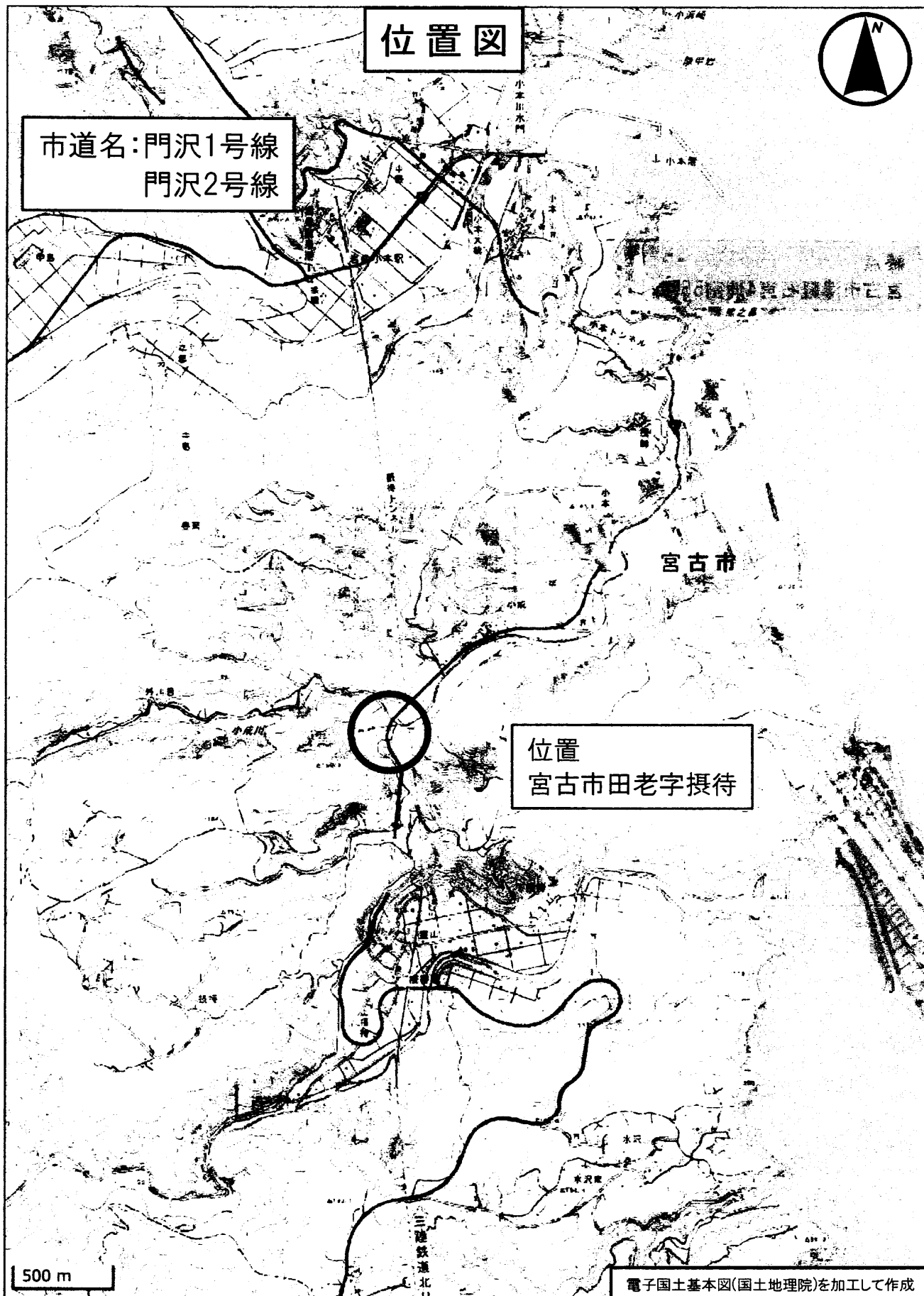
起点
富古市津軽石第4地割24番地先

津軽石保育所

津軽石駅

津軽石小学校

災害公営住宅



認定図面

S=1:2,500



田老岩泉道路

小成川

起点
宮古市田老字摂待80番1地先

路線番号	251
路線名	門沢2号線
延長	173.5m
幅員	4.0m

終点
宮古市田老字摂待110番35地先

終点
宮古市田老字摂待110番35地先

路線番号	250
路線名	門沢1号線
延長	128.5m
幅員	4.0m

起点
宮古市田老字摂待110番9地先

位置図

市道名:立丸小峠線

新洲山

荒瀬川

小国川

小松山

妙沢山

立丸

宮古市小国第5地割～
宮古市小国第1地割

2 km

電子国土基本図(国土地理院)を加工して作成

位置
宮古市小国第5地割～
宮古市小国第1地割

電子国土基本図(国土地理院)を加工して作成

